

社会福祉法人溪仁会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることで全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日までの4年間

2 当法人の課題

- (1) 育児をしながら就労を継続することが難しい。
- (2) 育児短時間勤務の取得が少ない。
- (3) 感染症等の就業の禁止による休みについて、年次有給休暇または欠勤で対応している。

3 目標と取組内容・実施期間

目標1

平成23年12月に開設した事業所内保育所ゆいまーるの運営を継続します。

<取組内容・実施期間>

- ・事業所内保育所ゆいまーるを継続して運営します。

令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

目標2

育児短時間勤務について、所定労働時間8時間の範囲内において、2時間を上限として30分単位で労働時間を短縮できるようにします。

<取組内容・実施期間>

- ・2時間を上限として30分単位で労働時間を短縮することができることを検討します。

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

- ・2時間を上限として30分単位で労働時間を短縮することができることとして「育児・介護休業等に関する規則」を改正します。

令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

目標3

医師の診断に従った感染症等の就業の禁止による休みについて、就業禁止時休暇（無休ですが所定労働日に勤務したものと取り扱う休暇）を取得することができることにします。

<取組内容・実施期間>

- ・就業禁止時休暇を取得することができることを検討します。

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

- ・就業禁止時休暇を取得することができることとして「就業規則」の就業禁止に関する規定を改正します。

令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで